

寒川町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

寒川町長 木村俊雄

寒川町規則第 12 号

寒川町消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

寒川町消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則(平成 18 年寒川町規則第 47 号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の部1の項中「105,130円」を「105,290円」に改め、同部2の項中「57,110円」を「57,190円」に改め、同表随時介護を要する状態の部1の項中「52,570円」を「52,650円」に改め、同部2の項中「28,560円」を「28,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の規定は、施行日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。